

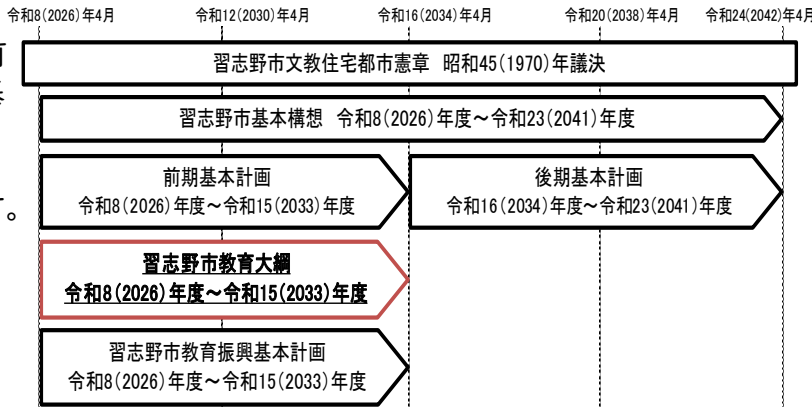
習志野市教育大綱(案)の概要

1. 計画および期間

習志野市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の三の規定により、**市長が定める本市の教育、文化等の振興に関する総合的な方針**です。

策定に当たっては、国の教育振興基本計画を参酌し、策定中の習志野市前期基本計画との整合を図っております。さらに、教育委員会において策定する習志野市教育振興基本計画との整合も図っております。

計画期間につきましては、習志野市前期基本計画及び習志野市教育振興基本計画との整合性を図る観点から、**令和8(2026)年度から令和15(2033)年度まで**としています。



2. 課題

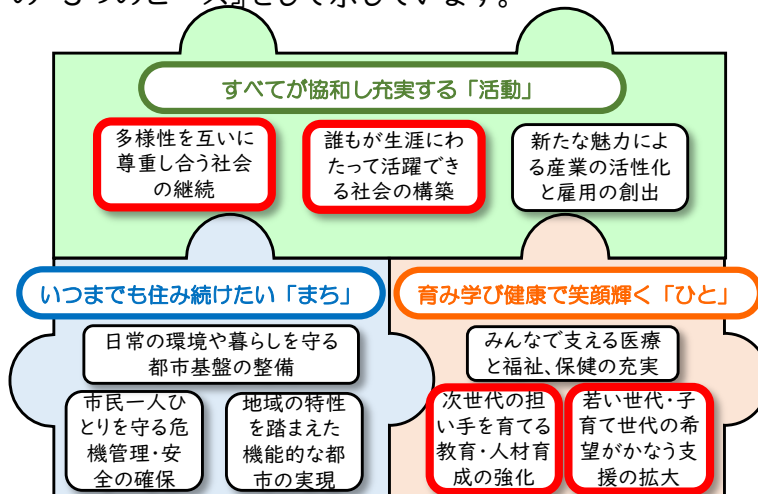
教育大綱の策定及び教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について、**市長と教育委員会が総合的に協議を行う会議である、“総合教育会議”における意見交換を経て作成**しました。

会議では、これから習志野市が直面する重要な課題は、人口減少、少子高齢化、2040年問題といった人口構造の変化であり、教育の分野では、仕事と育児の両立支援の拡充に加え、近所の人や知り合いとの関係づくりなど、地域のネットワークづくり、交流が欠かせないことを市長部局と教育委員会が共通認識し、市民に限らず関係する全ての主体が協力し、地域コミュニティの中で支え合いながら子育て・教育ができる社会を作り上げること、**時代に則し、子どもや保護者、教職員にとって魅力と希望のある教育を目指す**ことなどを確認しました。

3. 目標

令和8年度を始期とする次期基本構想では、みんなで目指す習志野市の将来都市像を、『多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野』と定め、将来都市像を実現するための要素を「まち」と「ひと」、そしてそれらから生み出される「活動」の『3つのピース』として示しています。

その中で、
育み学び健康で笑顔輝く「ひと」における
・次世代の担い手を育てる教育・人材育成の強化
・若い世代・子育て世代の希望がかなう支援の拡大
すべてが協和し充実する「活動」における
・多様性を互いに尊重し合う社会の継続
・誰もが生涯にわたって活躍できる社会の構築
の4項目について、教育に関するまちづくりの方向性を示します。



4. 内容

教育大綱で定める方針は、次の4つの柱で構成します。

これらの方針は、習志野市教育振興基本計画に基づく施策によって、具体化されていきます。

1 次世代の担い手を育てる教育・人材育成の強化

- (1) 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の推進
- (2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- (3) いじめの未然防止と解消に向けた取り組みの推進
- (4) 体験活動等の充実
- (5) 運動・スポーツに親しむ資質・能力の育成
- (6) 学校保健の充実
- (7) 食育の充実
- (8) グローバル化・持続可能な社会に向けた教育の推進
- (9) 教育DXと情報活用能力を育成する教育の推進
- (10) 体系的・実践的なキャリア教育の推進
- (11) 安全・安心な学校づくりの推進
- (12) 特色ある学校づくりの推進
- (13) 市立高等学校の魅力ある学校づくりの推進
- (14) 経験や職務に応じた研修による教職員の資質能力の向上
- (15) こどもが健やかでたくましく成長できる教育の充実
- (16) 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進
- (17) 教職員の資質能力、指導力の向上に向けた取組の推進
- (18) こどもの読書活動の推進
- (19) 学校、教育関連施設の教育環境の整備、維持・向上
- (20) 教育活動の充実と教職員の働き方改革の推進

2 若い世代・子育て世代の希望がかなう支援の拡大

- (1) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実
- (2) 青少年の健やかな成長のための多様な活動の場の提供
- (3) こども・若者が主体的に成長できる環境づくりの推進
- (4) 家庭教育力向上に資する学習機会の提供
- (5) 継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実
- (6) 地域と連携した防犯・補導活動の推進
- (7) 幼稚園・こども園の教育環境の維持・向上

3 多様性を互いに尊重し合う社会の継続

- (1) 道徳教育・人権教育の推進
- (2) 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
- (3) 多様なニーズに対応する教育の推進
- (4) 不登校の未然防止と解消に向けた取り組みの推進
- (5) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

4 誰もが生涯にわたって活躍できる社会の構築

- (1) 誰もが学びたいときに学べる学習機会の充実
- (2) 多様なニーズに応じた学びの環境整備
- (3) 生涯学習をまちづくりにつなげる取り組みの推進
- (4) 文化・芸術に触れ、つなぎ、活かす活動の推進
- (5) 文化財の保存と活用による市の歴史への愛着や興味の醸成
- (6) 「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツの推進
- (7) 社会教育施設・スポーツ施設の環境整備